

○ 路外駐車場設置(変更)の届出手続きについて

(1) 設置届、設置変更届(駐車場法第12条)

《届出に必要な書類》

設置する際、あらかじめ届出してください。届出は2部必要です。

設置(変更)届出に必要な書類

番号	必要書類	縮尺	備考
1	設置(変更)届出書		
2	付近見取り図	1/10000 以上	
3	駐車場配置図	1/200 以上	
4	路外駐車場管理規定届		
5	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条届出書		建築物又は建築物特定施設でない路外駐車場のみ
※	路外駐車場チェックシート	技術的基準適合を確認するシート	

ア) 駐車場配置図においては、駐車場の区域、車室の配置、周囲の道路の状況、出入口の大きさ、構造、駐車場内の設備、車いす使用者用駐車場施設、移動等円滑化経路その他の主要な施設が分かる必要があります。

イ) 建築物の駐車場の場合は、次の図面も添付してください。(スロープ勾配を必ず記入してください。)

○ 平面図(1/200以上)：駐車場のある階のみで結構です。

○ 立面図(1/200以上)：2面以上

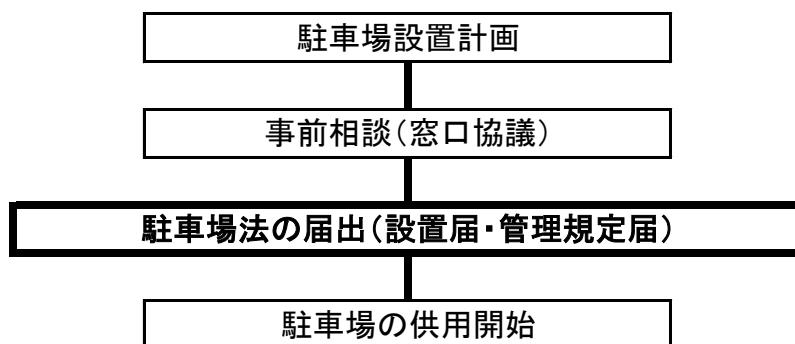
○ 断面図(1/200以上)：2面以上

ウ) 一般公共の用に供する部分と、それ以外の部分が混在する場合は、それぞれ色分け等で表示してください。

エ) 上記番号5の届出書については、平成18年12月20日より、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく届出が必要となりましたので、設置届とあわせて届出してください。

(2) 手続きの流れ

《届出駐車場を設置しようとする場合》



《届出駐車場の内容を変更しようとする場合》

